

## 令和8年度名古屋市子どもの体験活動交通費助成モデル事業助成金交付要綱

### (通則)

第1条 令和8年度名古屋市子どもの体験活動交通費助成モデル事業助成金（以下「助成金」という。）の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号。以下「補助金等交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、親子で様々な場所に出かけ、子どもの体験につながる機会を創出するため、小学生を対象にした子どもの体験活動に係る交通費への助成を試行的に行う事業の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ICカード乗車券 ICカード乗車券取扱規程（平成23年名古屋市交通局管理規程第1号。以下「ICカード乗車券規程」という。）第1条に規定するICカード乗車券をいう。
- (2) 市営交通 市バス（乗合自動車乗車料条例（昭和22年名古屋市条例第2号。以下「乗合条例」という。）第1条に規定する本市の乗合自動車をいう。以下同じ。）、地下鉄（高速電車乗車料条例（昭和32年名古屋市条例第35号。以下「高速条例」という。）第1条に規定する本市の高速電車をいう。以下同じ。）及びゆとりーとライン平面区間（ガイドウェイバスシステム志段味線に係る乗車券の料金及び連絡運輸等に関する規程（平成13年名古屋市交通局管理規程第5号。以下「ガイドウェイバス規程」という。）第2条に規定するガイドウェイバスシステム志段味線平面区間をいう。以下同じ。）をいう。
- (3) 市バス普通券 乗合条例第2条に規定する普通券をいう。
- (4) 市バス割引券 乗合条例第13条に規定する普通券の料金を割引した乗車券をいう。
- (5) 地下鉄普通券 高速条例第2条の2に規定する普通券をいう。
- (6) 地下鉄割引券 高速条例第9条に規定する普通券の料金を割引した乗車券をいう。
- (7) ゆとりーとライン普通券 ガイドウェイバス規程第3条に規定する普通券をいう。
- (8) ゆとりーとライン割引券 ガイドウェイバス規程第4条の2に規定する割引普通券をいう。
- (9) ドニチエコきっぷ 割引連絡定期券等の料金等を定める規程（昭和49年名古屋市交通局管理規程第15号。以下「割引料金規程」という。）第2条第2号イに規定するドニチエコきっぷをいう。

- (10) バス・地下鉄一日乗車券 割引連絡定期券等の料金等を定める規程（昭和 49 年名古屋市交通局管理規程第 15 号。以下「割引料金規程」という。）第 2 条第 2 号アに規定する普通共通一日乗車券をいう。
  - (11) バス一日乗車券 乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和 28 年名古屋市交通局管理規程第 35 号。以下「乗合規程」という。）第 24 条の 2 第 1 項に規定する一日乗車券をいう。
  - (12) 地下鉄全線 24 時間券 高速電車乗車料条例施行規程（昭和 32 年名古屋市交通局管理規程第 32 号）第 19 条第 1 項第 1 号に規定する 24 時間乗車券をいう。
  - (13) マナカ IC カード乗車券の内、株式会社名古屋交通開発機構が発行するマナカ又は IC カード乗車券又は株式会社エムアイシーが発行する manaca をいう。
  - (14) 割引用マナカ IC カード乗車券規程第 2 条第 13 号に規定する割引用 IC カード乗車券をいう。
  - (15) 市営交通の乗車料金 市バス普通券、市バス割引券、地下鉄普通券、地下鉄割引券、ゆとりーとライン普通券、ゆとりーとライン割引券、ドニチエコきっぷ、バス・地下鉄一日乗車券、バス一日乗車券又は地下鉄全線 24 時間券の料金をいう。
  - (16) 保護者 親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人。以下同じ。）をいう。ただし、その者に名古屋市ファミリーシップ制度実施要綱第 2 条第 1 号に規定するファミリーシップの関係にある場合であって、その関係に第 4 条第 1 項に規定する助成対象者が含まれる場合は、その者の親権を行う者のパートナー（同要綱第 5 条に規定する書類が交付された者に限る。）を含む。
- 2 この要綱において、IC カード乗車券規程第 2 条各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（助成対象者）

第 4 条 助成金の対象者（以下「助成対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次のいずれにも該当する者（以下「助成対象子ども」という。）の保護者であること。
  - ア 平成 26 年 4 月 2 日から令和 2 年 4 月 1 日までの間に出生した者であること。
  - イ 応募申込の日において、住所（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 6 条第 1 項に規定する住民票の住所をいう。以下同じ。）が名古屋市内であり、応募申込の日から令和 8 年 11 月 29 日までの間に、名古屋市外へ住所を移す予定がない者であること。
  - ウ 助成対象子どもの IC カード乗車券（自らが記名人の小児用 IC カード乗車券をいう。ただし、IC カード乗車券規程第 42 条の 2 に規定する無料乗車券の機能が付加されたものを除く。以下同じ。）を所持しており、当該 IC カード乗車券が失効する見込がないこと。
- (2) 令和 8 年 9 月 5 日から同年 11 月 29 日までの間に、乗車履歴（助成対象子どもの IC カード乗車券の乗車履歴をいう。以下同じ。）が名古屋市によって取得さ

れ、第 20 条各号に定める目的でこれが活用されることに同意していること。

(3) 暴力団員（名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではない者又は暴力団（同条第 1 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

2 助成対象子どもの人数は、予算の範囲内で、市長が別に定める。

（助成対象経費）

第 5 条 助成金の対象経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象子どもが、市バスの料金箱及び地下鉄乗車駅の自動改札機による助成対象子どもの IC カード乗車券の検査を受ける（以下「タッチ乗車」という。）際に支払った、次のいずれかの日（この条において、当該日の午前 3 時から翌日の午前 3 時までをいう。以下「助成対象日」という。）における市営交通の小児用乗車料金（以下「乗車料金」という。）とする。

(1) 令和 8 年 9 月から 11 月までの土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(2) 令和 8 年 11 月 24 日から同月 27 日までの各日

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合の乗車料金は、助成対象経費としない。

(1) 助成対象子どもの IC カード乗車券の SF 残高が支払うべき乗車料金の金額に満たず、不足額を現金その他助成対象子どもの IC カード乗車券以外の支払い手段により支払った場合

(2) 助成対象子ども以外の者の乗車料金を、助成対象子どもの IC カード乗車券で支払った場合

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、本助成金の制度の趣旨に照らして不相当であると市長が認める乗車をした場合

3 次のいずれかに該当する乗車料金は、市長が別に定める証明書類を添えることで助成対象とする。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。

(1) ドニチエコきっぷ又はバス・地下鉄一日乗車券を市バス又はゆとりーとライン平面区間の車内で助成対象子どもの IC カード乗車券の SF 残高から購入する場合

(2) 割引マナカを利用して券売機で地下鉄割引券を購入する場合

(3) 地下鉄の駅から乗車し、改札を出ずに名古屋鉄道株式会社の鉄道（以下「名鉄」という。）に乗り継ぎし、名鉄の駅で降りた場合

(4) 名鉄の駅から乗車し、改札を出ずに地下鉄に乗り継ぎをし、上飯田駅又は上小田井駅又はその他名鉄の駅で降りた場合

(5) 地下鉄の駅から乗車し、上飯田駅又は上小田井駅で降りた場合

(6) ゆとりーとライン平面区間で乗車又は降車又は乗降車の場合

(7) 機器故障等により助成対象子どもの IC カード乗車券のタッチ乗車や第 1 号に規定する購入ができなかった場合

(8) 前 7 号に掲げるもののほか、本助成金の制度の趣旨に照らして相当であると市長が認める乗車をした場合

(助成金額)

第6条 助成金の金額（以下「助成金額」という。）は、助成対象子ども1人につき前条第1項に規定する日に利用する市営交通の小児用乗車料金の合算とする。

2 前項で合算した金額が2,000円を超える場合は助成金額を2,000円とする。また、1日あたりの上限額を第5条第1号に規定する日で310円、同条第2号に規定する日で430円とする。

3 市営交通から市営交通（以下「市営交通間」という。）へ小児用マナカを使用して乗り継いだ場合、市営交通間の乗継時刻の間が90分以内であれば、第2番目の乗車料金から40円を減額する。なお、この減額は2回の乗車を1組として行うものとし、地下鉄から地下鉄への乗り継ぎは除く。各市営交通の乗継時刻は次のとおりとする。

(1) 市バス 乗車時に料金箱に小児用マナカをタッチ乗車した時刻をいう。ただし、基幹バス新出来町線では降車時に料金箱に小児用マナカをタッチ乗車した時刻をいう。

(2) 地下鉄 入場駅で改札機に小児マナカをタッチ乗車した時刻をいう。ただし、市営交通以外の交通機関との相互直通区間の駅から地下鉄線に乗り入れた場合は、入場駅で改札機に小児用マナカをタッチ乗車した時刻をいう。

(3) ゆとりーとライン平面区間 最初に乗車した場合は、降車時に料金箱に小児マナカをタッチ乗車した時刻とし、2番目に乗車した場合は、乗車時に乗車口の読み取り部に小児用マナカをタッチ乗車した時刻をいう。

4 前項の規定にかかわらず、次に掲げる乗り継ぎの場合は、助成対象者からの申告により減額の対象外とする。

(1) 市営交通間の乗車の際に市営交通を除く交通機関に乗車した場合

(2) 前号に掲げるもののほか、乗継割引が適用されない乗り継ぎの場合

(助成金交付登録申請)

第7条 この助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める助成金交付登録申請受付期間内に「令和8年度名古屋市子どもの体験活動交通費助成モデル事業助成金交付登録申請書（第1号様式。以下「交付登録申請書」という。）」を次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期間内に、市長に提出しなければならない。

(1) 助成対象子どものICカード乗車券の写し(表面と裏面)

(2) 助成対象子どもの氏名、出生の年月日及び住所が記載された書類であって、官公署から発行された書類その他これに類する書類の写し

2 本要綱における助成を実施する一の年度において、助成金を受けることができる回数は、助成対象子ども1人につき1回とする。

3 交付登録申請書は、名古屋市電子申請システムで提出するものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(助成金交付登録決定)

第8条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、当該申請内容を審査の上、助成金交付登録の可否を決定し、「令和8年度名古屋市子どもの体験活動交通費助成モデル事業助成金交付登録決定通知書（第2号様式。以下「登録決定通知書」という。）」又は「令和8年度名古屋市子どもの体験活動交通費助成モデル事業助成金交付不登録決定通知書（第3号様式。以下「不登録決定通知書」という。）」により申請者に通知するものとする。

- 2 助成金交付登録の決定を受けたもの（以下「交付登録者」という。）は、第14条に規定する助成金の交付申請及び実績報告の権利を有する。
- 3 市長は、助成金交付登録決定について条件を付することができる。
- 4 市長は、前条の申請者数が別に定める助成対象人数を超えた場合、第1項に規定する審査を行い、助成対象となる要件を満たす申請者の中から、別に定める抽選方法により交付登録する者を決定する。
- 5 市長は、前項に規定する抽選の結果、落選した者に対して「不登録決定通知」により通知するものとする。

(助成金交付登録申請内容の変更)

第9条 交付登録者は、第7条の申請内容を変更するときは、「令和8年度名古屋市子どもの体験活動交通費助成モデル事業助成金交付登録変更申請書（第4号様式）」に必要な書類を添えて、変更となる事象が発生してから10日以内又は当年度の11月30日のいずれか早い日（これらの日が閉庁日に該当する場合は、その直前の開庁日）までに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、当該申請内容を審査の上、その適否を判断し、「令和8年度名古屋市子どもの体験活動交通費助成モデル事業助成金交付変更審査結果通知書（第5号様式）」により交付登録者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により交付登録決定の内容の変更をしたとき又は条件を付したときは、その変更した内容又は条件を記載した書面により変更承認申請をした交付登録者に通知するものとする。

(助成金交付登録申請の取下げ)

第10条 申請者は、第7条の申請を取り下げるときは、申請者がその旨を記載した書類を市長に提出して行うものとする。

(助成金交付登録の辞退)

第11条 交付登録者は、助成金の交付登録を辞退するときは、申請者がその旨を記載した書類を市長に提出して行うものとする。

- 2 市長は、前項の辞退届の提出を受けたときは、助成金交付登録決定を取り消すものとする。

(助成金交付登録決定の取消し)

第12条 市長は、交付登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金交付登録決定を取り消すことができる。

- (1) 助成金交付登録決定の内容又はこれに付した条件に反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金交付の登録決定を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前条第2項及び前項の規定により取消しを行うときは、「令和8年度名古屋市子どもの体験活動交通費助成モデル事業助成金交付（登録）取消通知書（第8号様式。以下「取消通知書」という。）」により交付登録者に通知するものとする。

（乗車履歴等の通知）

第13条 市長は、交付登録者に対し、助成対象経費に該当する乗車履歴等を書面により通知する。

（助成金の交付申請及び実績報告）

第14条 交付登録者は、「令和8年度名古屋市子どもの体験活動交通費助成モデル事業助成金交付申請書兼実績報告書（第6号様式。以下「交付申請書兼実績報告書」という。）」を、市長が別に定める期間内に、市長に提出しなければならない。

- 2 本要綱における助成を実施する一の年度において、助成金を受けることができる回数は、助成対象子ども1人につき1回とする。
- 3 交付申請書兼実績報告書は、名古屋市電子申請システムで提出するものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

（助成金の交付決定及び額の確定）

第15条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定及び助成金の額の確定を行い、「令和8年度名古屋市子どもの体験活動交通費助成モデル事業助成金交付決定通知書兼額確定通知書（第7号様式）」を交付登録者あて通知するものとする。

- 2 市長は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

（助成金の交付申請の取下げ）

第16条 交付登録者は、前条の規定による交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容を中止する場合は、交付決定を受けた日から起算して7日以内（その日が閉庁日に該当する場合は、その直前の開庁日）に、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（助成金の支払）

第17条 市長は、第14条の規定による助成金の額の確定後、交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第18条 市長は、助成を受けた助成対象者が次の各号のいずれかに該当する場合には、助成金の交付決定の全部又はその一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 第4条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。

(2) 虚偽の申請、その他不正な手段により助成を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定は、第15条に規定する助成金の額の確定があった後においても適用する。

3 市長は、第1項に基づき交付決定を取り消した時には、取消通知書により速やかに申請者に通知するものとする。

4 市長は、第1項に基づき交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(検査等)

第19条 市長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、申請者に対し、必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(取得した乗車履歴等の使用目的)

第20条 市長は、交付申請書兼実績報告書で報告された体験活動の内容及び名古屋市が交通局から取得した乗車履歴等を、次に掲げる目的で使用することができる。

(1) 交付申請書兼実績報告書の報告内容と実際の乗車状況との整合性の確認

(2) 本市における子どもの体験活動に係る交通費への助成に関する施策に係る検討を行うために、市長が必要と認める分析

(協力)

第21条 交付登録者および交付決定者は、次に掲げる事項について協力に努めることとする。

(1) 子どもの体験活動に関するアンケート調査

(2) その他市長が協力を依頼する事項

(その他)

第22条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

(この要綱の失効)

第2条 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

2 交付決定者に対する第18条及び第20条の規定は、前項の規定に関わらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

第1号様式

令和8年度名古屋市子どもの体験活動交通費助成モデル事業助成金交付登録申請書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

申請者 住 所 〒 —  
(保護者)

(フリガナ)

氏 名

電話番号 ( ) —

メールアドレス

令和8年度名古屋市子どもの体験活動交通費助成モデル事業助成金の交付登録を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

交通系 IC カード番号 (カード裏面 英字2文字から始まる17桁の英数字)		<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>																			
助成対象子ども	住所	(申請者と同じ場合は省略可)																			
	氏名																				
	生年 月日	年 月 日																			

添付書類

- (1) 助成対象子どもの IC カード乗車券の写し(表面と裏面)
- (2) 助成対象子どもの氏名、出生の年月日及び住所が記載された書類であって、官公署から発行された書類その他これに類する書類の写し

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする、

第2号様式

令和8年度名古屋市子どもの体験活動交通費助成モデル事業助成金交付登録決定通知書

年 月 日

様

名古屋市長

先に受付した令和8年度名古屋市子どもの体験活動交通費助成モデル事業助成金交付登録申請について、下記のとおり交付登録決定したので通知します。

交付登録決定番号		第 号
助成対象子ども	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
助成金交付登録決定額		上限 2,000 円 ただし、1日あたりの上限額を助成対象日(1)の日で310円、(2)の日で430円とする。
助成対象日		(1) 令和8年9月から11月までの土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (2) 令和8年11月24日から同月27日までの各日

注) 1 申請内容を変更するときは、令和8年度名古屋市子どもの体験活動交通費助成モデル事業助成金交付変更申請書(第4号様式)に必要な書類を添えて、変更となる事象が発生してから10日以内又は当年度の11月30日のいずれか早い日(これらの日が閉庁日に該当する場合は、その直前の開庁日)までに所定の書類を添えて、速やかに申請してください。

2 助成金の交付登録を辞退するときは、申請者がその旨を記載した書類により、速やかに届け出てください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする、

第3号様式

令和8年度名古屋市子どもの体験活動交通費助成モデル事業  
助成金交付不登録決定通知書

年 月 日

様

名古屋市長

先に受付した令和8年度名古屋市子どもの体験活動交通費助成モデル事業助成金交付登録申請について、下記のとおり助成金の交付登録をしないことに決定したので通知します。

受付日		年 月 日
助成対象子ども	住所	(申請者と同じ場合は省略可)
	氏名	
	生年月日	年 月 日
交付登録をしない理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする、

第 4 号様式

令和 8 年度名古屋市子どもの体験活動交通費助成モデル事業助成金交付登録変更申請書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

申請者 住 所 〒 —  
(保護者)

(フリガナ)

氏 名

電話番号 ( ) —

メールアドレス

先に交付登録決定を受けた令和 8 年度名古屋市子どもの体験活動交通費助成モデル事業助成金交付登録申請の内容を変更するので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

交付登録決定番号		第 号
助成対象子ども	住所	(申請者と同じ場合は省略可)
	氏名	
	生年月日	年 月 日
変更内容及び理由		

- 注) 1 変更となる事象が発生してから 10 日以内又は当年度の 11 月 30 日のいずれか早い日 (これらの日が閉庁日に該当する場合は、その直前の開庁日) までに所定の書類を添えて、速やかに申請してください。
- 2 助成対象子どもの IC カード乗車券を紛失その他の事由により再発行したときは、再発行された IC カード乗車券の番号 (英字 2 文字から始まる 17 桁の英数字) を「変更内容及び理由」欄に記入し、再発行した IC カード乗車券の写し (表面と裏面) を添えてください。
- 3 上記 2 以外の変更がある場合は、「変更内容及び理由」欄に内容を記入し、助成対象子どもの住所が変更になった場合は、氏名、出生の年月日及び住所が記載された書類であって、官公署から発行された書類その他これに類する書類の写しを添えてください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする、

第 5 号様式

令和 8 年度名古屋市子どもの体験活動交通費助成モデル事業  
助成金交付変更審査結果通知書

年 月 日

様

名古屋市長

先に受付した令和 8 年度名古屋市子どもの体験活動交通費助成モデル事業助成金交付登録変更申請について、下記のとおり決定したので通知します。

交付登録決定番号		第 号
助成対象子ども	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
変更内容		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする、

第6号様式

令和8年度名古屋市子どもの体験活動交通費助成モデル事業  
助成金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

申請者 住 所 〒 \_\_\_\_\_  
(保護者)

(フリガナ)

氏 名

電話番号 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

メールアドレス

令和8年度名古屋市子どもの体験活動交通費助成モデル事業助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

交付登録決定番号	第 号																		
交通系 IC カード番号 (カード裏面 英字2文字から始まる17桁の英数字)	<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>																		
助成対象 子ども	住所	(申請者と同じ場合は省略可)																	
	氏名																		
	生年月日	年 月 日																	
助成金申請額	円																		
本市から通知を受けた乗車履歴等と実際の乗車履歴等の内容が異なる場合は、その内容を記入してください。(注)	(訂正の例) 申請可能額通知書の番号○について、利用金額が□□円であった。 (追加の例) △月▲日にA駅からB駅まで乗車し、乗車料金は■■円であった。																		
助成金振込先口座	裏面のとおり																		

注1 訂正や追加の乗車履歴は、乗車を証明する証明書類(乗車券や利用履歴票等を撮影した画像データ)を添えてください。

注2 証明書類がない場合は、別途の支払い証明書を提出してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする、

(裏面)

助成金振込先口座（申請者本人名義に限る）

金融機関コード					店舗コード			
金融機関名	銀行・信組 金庫・農協				店舗名	本店 支店 出張所		
預金種目	普通・当座							
口座番号								
カナ表記								
口座名義								

記入例

助成金振込先口座（申請者本人名義に限る）

金融機関コード	1	2	3	4	店舗コード	5	6	7
金融機関名	丸八		銀行・信組 金庫・農協		店舗名	丸の内		本店 支店 出張所
預金種目	普通・当座							
口座番号	1	2	3	4	5	6	7	
カナ表記	マルハチ ハナコ							
口座名義	丸 八 花 子							

口座名義は必ず申請者名と同一のものとしてください

口座番号は右詰で記入してください

●ゆうちょ銀行の場合  
振込専用の支店名（二一八など）及び口座番号を記入してください

第7号様式

令和8年度名古屋市子どもの体験活動交通費助成モデル事業  
助成金交付決定通知書兼額確定通知書

年 月 日

様

名古屋市長

令和8年度名古屋市子どもの体験活動交通費助成モデル事業助成金交付申請について、下記のとおり交付決定及び額を確定したので通知します。

交付決定番号		第 号
助成対象 子ども	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
助成金交付確定額		円

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする、

第 8 号様式

令和 8 年度名古屋市子どもの体験活動交通費助成モデル事業  
助成金交付（登録）取消通知書

年 月 日

様

名古屋市長

先の「交付登録決定した」又は「交付決定及び額確定した」令和 8 年度名古屋市子どもの体験活動交通費助成モデル事業助成金交付申請について、下記のとおり取り消したので通知します。

交付（登録）決定番号		第	号
助成対象 子ども	氏名		
	生年月日	年	月 日
助成金交付（登録）決定額			円
取消理由			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする、